

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 地方消費税 、 都市計画税 、 特別土地保有税 、 徴収規定 ）	
要望項目名	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年に生活困窮者自立支援法の創設、生活保護法の一部改正を行っており、生活困窮者自立支援法については、平成30年が施行3年後の見直しの年となっている。 ○ また、生活保護制度については、平成29年度の生活保護基準の検証にあわせ、自立支援の推進等の観点から制度全般について関係審議会等で検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る平成30年通常国会への法案提出を含む）旨、経済・財政計画改革工程表（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に記載されている。 ○ これらを受けて、現在、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（以下「自立支援部会」という。）及び「社会保障審議会生活保護基準部会」において、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度及び生活保護基準に係る検討・検証を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要性がある。 	
〔関係条文〕	〔 〕	
減収見込額	[初年度] 精査中 (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 生活困窮をとりまく状況や生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の施行状況等を踏まえ、両制度の見直しを一体的に検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 今後、自立支援部会での議論の結果等を踏まえ、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度・生活保護基準の見直しを行う場合には、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要性がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		8—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標 1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	政策の達成目標	生活保護を適正に実施するとともに、生活保護に至る前の段階での自立を図るための包括的な相談支援や就労支援等を行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>8—3</p>